

## 新宿区規則第 83 号

### 新宿区立新宿 N P O 協働推進センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新宿区立新宿 N P O 協働推進センター条例(平成 24 年新宿区条例第 38 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に際して明示する事項)

第 2 条 区長は、条例第 7 条第 1 項の規定により地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする団体を公募するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 新宿区立新宿 N P O 協働推進センター(以下「センター」という。)の概要
- (2) 条例第 6 条に規定する管理業務の範囲及び内容
- (3) 条例第 7 条第 1 項の規定による公募を開始する日(以下「公募開始日」という。)
- (4) 条例第 7 条第 2 項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)を行うことができる団体の資格
- (5) 条例第 8 条第 1 項に規定する選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (7) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (8) センターの事業計画書に記載すべき事項
- (9) 第 4 条第 2 項各号に掲げる書類に関する事項
- (10) その他区長が必要と認める事項

(指定の申請を行うことができる団体の資格)

第 3 条 指定の申請を行うことができる団体の資格は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかの要件を満たしていること。
  - ア 法人として登記されていること。
  - イ 共同企業体(複数の企業が同一の目的をもって形成する事業組織体をいう。)であって、かつ、その代表者が法人として登記されていること。

(2) その他区長が別に定める要件を満たしていること。

(指定申請書及び添付書類)

第4条 条例第7条第2項の規則で定める申請書は、指定管理者の指定申請書(第1号様式)とする。

2 条例第7条第2項第2号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 指定の申請を行うことができる団体の資格を有していることを確認することができる書類

(2) センターの管理に係る収支計画書

(3) センターの管理に係る人員計画書

(4) 指定管理者の指定を受けようとする団体の案内書

(5) 指定管理者の指定を受けようとする団体の活動の実績に関する書類

(6) 指定管理者の指定を受けようとする団体の経営状況を説明する書類

(7) その他区長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 条例第8条第1項の規則で定める申請期間は、公募開始日から30日を経過する日(当該日が新宿区の休日定める条例(平成元年新宿区条例第1号)第1条第1項に規定する新宿区(以下「区」という。)の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該日の直後の休日でない日)までとする。

(選定結果通知書)

第6条 条例第9条の規定による通知は、指定管理者選定結果通知書(第2号様式)により行うものとする。

(選定取消通知書)

第7条 条例第10条第2項の規定による選定の結果の通知を取り消す旨の通知は、指定管理者選定結果取消通知書(第3号様式)により行うものとする。

(指定通知書)

第8条 区長は、条例第11条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、同条の被選定団体に対し、指定管理者指定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(事業報告書の記載事項)

第9条 条例第14条第2項第5号の規則で定める事項は、次のとお

りとする。

- (1) 当該年度のセンターの利用に関するセンターを利用したものからの意見に係る調査の結果
- (2) その他区長が必要と認める事項  
(団体登録の要件)

第 10 条 条例第 21 条第 1 項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 新宿区協働推進基金条例施行規則（平成 16 年新宿区規則第 86 号。以下「協働推進基金規則」という。）第 3 条に規定する登録 N P O 法人（以下「登録 N P O 法人」という。）であること。
- (2) 登録 N P O 法人以外の団体で、次のいずれにも該当すること。
  - ア 当該団体の構成員が 5 名以上であること。
  - イ 当該団体が定める規約（以下「規約」という。）に基づく運営及び活動を行っていること。
  - ウ 当該団体の代表者及び連絡責任者が定められていること。
  - エ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項第 2 号に該当すること。

(団体登録)

第 11 条 条例第 21 条第 2 項の申請は、新宿区立新宿 N P O 協働推進センター団体登録申請書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、登録 N P O 法人にあっては、次に掲げる書類に代えて、協働推進基金規則第 6 条の登録申請結果通知書の写しを添えて行うものとする。

- (1) 規約
  - (2) 当該団体の構成員の名簿
  - (3) その他指定管理者が特に必要と認める書類
- 2 指定管理者は、条例第 21 条第 2 項の承認を受けた団体（以下「登録団体」という。）に対し、新宿区立新宿 N P O 協働推進センター団体登録証（第 6 号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- (団体登録の有効期間)

第 12 条 条例第 21 条第 1 項の団体登録（以下「団体登録」という。）の有効期間は、次の各号に掲げる団体登録の区分に応じ、当該各

号に定めるとおりとする。

(1) 次号に掲げる団体登録以外の団体登録 前条第2項の承認を行った日以降の日で指定管理者が別に定める日から指定管理者が別に定める年度の末日まで

(2) 登録団体が団体登録の有効期間の満了日以前に当該満了日の翌日から引き続き団体登録を受けようとする場合における当該団体登録 当該満了日の翌日から指定管理者が別に定める年度の末日まで

(団体登録の取消し等の届出)

第13条 登録団体は、団体登録の取消しを申し出るとき又は団体登録の内容に変更があったときは、新宿区立新宿NPO協働推進センター団体登録取消・変更届(第7号様式)に登録証を添えて、速やかに指定管理者に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録NPO法人である登録団体は、区長に協働推進基金規則第8条第1項に規定する登録変更届を提出しようとするとき又は区長に協働推進基金規則第10条第1項の登録の取消しの申出を行おうとするときは、区長が別に定めるところにより、前項の規定による届出を行うことができる。

(団体登録の承認の取消し)

第14条 条例第21条第3項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 登録団体が前条の規定により団体登録の取消しを申し出たとき。

(2) センターを不正に利用したとき。

(3) 条例第22条第1項の承認(以下「利用承認」という。)を受けた日(以下「利用日」という。)に無断で利用しなかったとき。

(4) センターの管理上著しく支障があると認められる行為を行ったとき。

2 指定管理者は、条例第21条第3項の規定により団体登録の承認を取り消したときは、当該取消しを受けた団体に対し、新宿区立新宿NPO協働推進センター団体登録承認取消通知書(第8号様式)により通知するものとする。

3 条例第21条第4項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するとき。

(2) 前号のほか、登録NPO法人である登録団体にあつては、協働推進基金規則第10条第3項第3号から第5号までに掲げる事由により同項の規定による登録の取消しを受けたとき。

(利用の申請)

第15条 条例第22条第1項の規定による申請（以下「利用申請」という。）は、別表に定める区分に応じ、同表に定める申請期間（以下「利用申請期間」という。）内に、新宿区立新宿NPO協働推進センター利用申請書兼利用料金減額・免除申請書（第9号様式。以下「利用兼減免申請書」という。）により行うものとする。

2 登録団体が利用申請を行うときは、登録証を係員に提示するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、条例第22条第2項の区長が特に認めるものは、利用申請期間前においても、利用申請を行うことができる。

(利用の承認等)

第16条 指定管理者は、利用申請に対し利用承認を行ったときは、新宿区立新宿NPO協働推進センター利用承認書兼利用料金減額・免除承認書（第10号様式。以下「利用兼減免承認書」という。）を当該利用申請を行ったものに交付するものとする。

2 利用承認は、利用申請の順序により行うものとする。この場合において、指定管理者は、利用申請期間の初日その他の特定の時期において複数の利用申請が競合する見込みがあると認めるときは、当該特定の時期における利用申請の順序について、区長が別に定める抽選による方法により決定することができる。

3 利用承認を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その利用の際に、登録団体にあつては登録証及び利用兼減免承認書（第19条第2項の承認を受けたものにあつては、同項の規定により交付された新宿区立新宿NPO協働推進センター利用取消・変更承認書。以下この項、第18条第1項及び第22条第1項において同じ。）を、その他のものにあつては利用兼減免承認書を係員に提示するものとする。

(利用の不承認)

第17条 指定管理者は、利用申請に対し条例第23条の規定により利用承認を与えなかったときは、新宿区立新宿NPO協働推進セ

ンター利用不承認書（第 11 号様式）を当該利用申請を行ったものに交付するものとする。

（利用承認の取消し）

第 18 条 条例第 24 条第 1 号の規定による利用の取消しの申出（以下「取消しの申出」という。）は、新宿区立新宿 N P O 協働推進センター利用取消・変更申出書（第 12 号様式。以下「利用取消・変更申出書」という。）に利用兼減免承認書を添えて行うものとする。

2 指定管理者は、取消しの申出に対し承認を行ったときは、新宿区立新宿 N P O 協働推進センター利用取消・変更承認書（第 13 号様式。以下「利用取消・変更承認書」という。）を当該取消しの申出を行ったものに交付するものとする。

（利用承認の変更等）

第 19 条 条例第 24 条第 2 号の規定による利用承認の内容の変更の申出（以下「変更の申出」という。）は、利用取消・変更申出書に利用兼減免承認書を添えて行うものとする。

2 指定管理者は、変更の申出に対し承認を行ったときは、利用取消・変更承認書を当該変更の申出を行ったものに交付するものとする。

3 前項の変更の申出に対する承認を受けたものは、当該変更の申出に係る承認の内容について変更の申出を行うことができない。

（利用料金の納入）

第 20 条 利用者は、利用承認が行われた日の翌日から起算して 5 日以内に利用料金を指定管理者に納入するものとする。この場合において、条例第 19 条第 1 項及び第 2 項に規定する休館日（以下「休館日」という。）及び金融機関の休業日は、それぞれ納入期間には含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する納入期間の末日が利用日後になるときは、当該利用を開始する前に利用料金を指定管理者に納入するものとする。ただし、条例第 27 条ただし書の規定により指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

（利用料金の減免）

第 21 条 条例第 29 条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 区が区の事業又は共催する事業として利用する場合 免除
  - (2) 官公署が区民を対象とした事業に利用する場合 利用料金の50%の減額
  - (3) 区が後援する事業で利用する場合 利用料金の50%の減額
  - (4) 登録団体が社会貢献活動を行うことを目的として利用する場合 利用料金の50%の減額
  - (5) その他指定管理者が特に必要があると認める場合 指定管理者が必要と認める額の減額又は免除
- 2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、利用兼減免申請書により指定管理者に申請し、その承認を受けるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を行ったときは利用兼減免承認書を、同項の承認を行わなかったときはその旨を記載した書面を同項の規定による申請を行ったものに交付するものとする。
- (利用料金の返還等)

第22条 条例第30条の規定による利用料金の返還を受けようとするものは、新宿区立新宿NPO協働推進センター利用料金返還申請書(第14号様式)に利用兼減免承認書及び領収書を添えて、指定管理者に申請するものとする。

- 2 前項の利用料金の返還を行う場合の返還額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 条例第30条第1号に該当する場合 利用できなかった時間に相当する額
  - (2) 条例第30条第2号に該当する場合 次のア及びイの区分に応じ、それぞれア及びイに定める額
    - ア 取消しの申出をしたとき 全額
    - イ 変更の申出(利用料金を減ずることとなるものに限る。)をしたとき 当該減ずることとなる額
  - (3) 条例第30条第3号に該当する場合 指定管理者が相当と認める額
- 3 条例第30条第2号の規則で定める日は、利用日の5日前の日(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直前の休館日でない日)とする。
- 4 指定管理者は、利用者に対して第19条第2項の承認を行った場合において、当該承認の前に納付された利用料金と当該承認の後

に納付すべき利用料金との間に差額が生じたときは、当該利用者に、その差額を納付させ、又は返還するものとする。

- 5 指定管理者は、利用者が利用料金を納付した後に、当該利用者に対して前条第2項の規定により利用料金の減額又は免除の承認を行った場合において、当該減額又は免除の承認前に納付された利用料金と当該減額又は免除の承認後に納付すべき利用料金との間に差額が生じたときは、その差額を返還するものとする。

(遵守事項)

第23条 センターを利用するものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく利用に供された場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (2) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は新たな設備を造作しないこと。
- (4) 騒音等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。
- (5) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(入館の制限等)

第24条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに対し、センターへの入館を断り、又はセンターから退館させることができる。

- (1) 善良な風俗を乱し、又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすもの
- (2) 飲酒又は薬物の影響で<sup>めいてい</sup>酩酊している者
- (3) 騒じょう行為又は示威行為を行うもの
- (4) センター内において、許可なく物品の販売その他の営業行為を行うもの
- (5) その他センターの管理上支障がある行為を行うもの

(原状回復)

第25条 センターを利用するものは、条例第31条第2項本文の規定によりセンターの施設及び設備を原状に回復したときは、指定管理者の点検を受けるものとする。

(補則)

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要



な事項は、区長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項から附則第 5 項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 条例第 7 条第 1 項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 2 条から第 7 条までの規定の例により行うことができる。
- 3 条例第 21 条第 2 項の団体登録の申請及び承認その他の団体登録に関し必要な行為は、施行日前においても、第 11 条から第 14 条までの規定の例により行うことができる。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「区長」とする。
- 4 条例第 22 条から第 24 条までの規定による利用の申請及び承認その他の会議室、多目的室又は多目的グラウンドの利用のために必要な行為は、施行日前においても、第 15 条から第 19 条まで及び別表の規定の例により行うことができる。この場合において、第 16 条から第 19 条までの規定中「指定管理者」とあるのは「区長」とし、別表申請期間の欄中「利用しようとする日（団体登録の有効期間内であるものに限る。以下この項において同じ。）の属する年の前年の 12 月の第 3 土曜日」、「利用しようとする日の属する月（以下「利用月」という。）の 7 か月前の月の第 4 土曜日（利用月の 7 か月前の月が 12 月である場合にあっては、第 3 土曜日）」、「利用しようとする日の属する年の 1 月の第 4 土曜日」及び「利用月の 6 か月前の月の第 4 土曜日（利用月の 6 か月前の月が 12 月である場合にあっては、第 3 土曜日）」とあるのはそれぞれ「区長が別に定める日」とする。
- 5 前 2 項に規定する行為を行う場合にあっては、第 5 号様式から第 13 号様式までの規定により作成する書面については、所要の修正を加えたものを使用することができる。
- 6 附則第 4 項の規定により利用承認を受けたものに係る第 20 条の規定の適用については、同条第 1 項中「利用承認が行われた日」とあるのは、「平成 25 年 4 月 1 日」とする。

別表（第 15 条関係）

区分	会議室等	利用しようとする 日が属する期間	申請期間	
1				
登録団体（社会貢献活動を行うことを目的として利用しようとするものに限る。）	101 会議室	4 月 1 日から 6 月	利用しようとする日（団体登録の有効期間内であるものに限る。以下この項において同じ。）の属する年の前年の 12 月の第 3 土曜日から当該利用しようとする日まで	
	102 会議室	30 日まで		
	401 会議室	7 月 1 日から 9 月		利用しようとする日の属する年の 3 月の第 4 土曜日から当該利用しようとする日まで
		30 日まで		
		10 月 1 日から 12 月 31 日まで	利用しようとする日の属する年の 6 月の第 4 土曜日から当該利用しようとする日まで	
	1 月 1 日から 3 月 31 日まで	利用しようとする日の属する年の前年の 9 月の第 4 土曜日から当該利用しようとする日まで		
	501 会議室 1 階多目的室 2 階多目的室 多目的グラ ンド	通年	利用しようとする日の属する月（以下「利用月」という。）の 7 か月前の月の第 4 土曜日（利用月の 7 か月前の月が 12 月である場合にあっては、第 3 土曜日）から当該利用しようとする日まで	
その他 のもの 1	101 会議室	4 月 1 日から 6 月	利用しようとする日の属する年の 1 月の第 4 土曜日から当該利用しようとする日まで	
	102 会議室	30 日まで		
	401 会議室	7 月 1 日から 9 月		利用しようとする日の属する年の 4 月の第 4 土曜日から当該利用しようとする日まで
		30 日まで		
		10 月 1 日から 12 月 31 日まで	利用しようとする日の属する年の 7 月の第 4 土曜日から当該利用しようとする日まで	
	1 月 1 日から 3 月 31 日まで	利用しようとする日の属する年の前年の 10 月の第 4 土曜日から当該利用しようとする日まで		
	501 会議室 1 階多目的室 2 階多目的室 多目的グラ ンド	通年	利用月の 6 か月前の月の第 4 土曜日（利用月の 6 か月前の月が 12 月である場合にあっては、第 3 土曜日）から当該利用しようとする日まで	

## 新宿区立新宿NPO協働推進センター条例施行規則様式一覧

### 第1号様式（第4条関係）

指定管理者の指定申請書

### 第2号様式（第6条関係）

指定管理者選定結果通知書

### 第3号様式（第7条関係）

指定管理者選定結果取消通知書

### 第4号様式（第8条関係）

指定管理者指定通知書

### 第5号様式（第11条関係）

新宿区立新宿NPO協働推進センター団体登録申請書

### 第6号様式（第11条関係）

新宿区立新宿NPO協働推進センター団体登録証

### 第7号様式（第13条関係）

新宿区立新宿NPO協働推進センター団体登録取消・変更届

### 第8号様式（第14条関係）

新宿区立新宿NPO協働推進センター団体登録承認取消通知書

### 第9号様式（第15条、第21条関係）

新宿区立新宿NPO協働推進センター利用申請書兼利用料金減額・免除申請書

### 第10号様式（第16条、第18条、第19条、第21条、第22条関係）

新宿区立新宿NPO協働推進センター利用承認書兼利用料金減額・免除承認書

### 第11号様式（第17条関係）

新宿区立新宿NPO協働推進センター利用不承認書

### 第12号様式（第18条、第19条関係）

新宿区立新宿NPO協働推進センター利用取消・変更申出書

### 第13号様式（第18条関係）

新宿区立新宿NPO協働推進センター利用取消・変更承認書

### 第14号様式（第22条関係）

新宿区立新宿NPO協働推進センター利用料金返還申請書

第1号様式(第4条関係)

指定管理者の指定申請書

年 月 日

新宿区長 宛て

所在地

団体の名称

代表者氏名

印

新宿区立新宿NPO協働推進センター条例第7条第2項の規定に基づき、新宿区立新宿NPO協働推進センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第2号様式(第6条関係)

指定管理者選定結果通知書

年 月 日

様

新宿区長

貴団体は、新宿区立新宿NPO協働推進センターの指定管理者となるべき団体として（選定されました・選定されませんでした）ので、新宿区立新宿NPO協働推進センター条例第9条の規定に基づき通知します。

第3号様式(第7条関係)

指定管理者選定結果取消通知書

年 月 日

様

新宿区長

新宿区立新宿NPO協働推進センター条例第10条第2項の規定に基づき、新宿区立新宿NPO協働推進センターの指定管理者となるべき団体として選定した旨の通知を次の理由により取り消しましたので通知します。

<選定取消理由>

第4号様式(第8条関係)

指定管理者指定通知書

年 月 日

様

新宿区長

新宿区立新宿NPO協働推進センター条例第11条の規定に基づき、年 月 日から  
年 月 日まで新宿区立新宿NPO協働推進センターの指定管理者として指定を行  
いましたので通知します。

新宿区立新宿NPO協働推進センター団体登録申請書

年 月 日

指定管理者 宛て

所在地  
 団体の名称  
 代表者氏名 印

新宿区立新宿NPO協働推進センターの団体登録について、新宿区立新宿NPO協働推進センター条例第21条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

登録の区分	1 規則第10条第1号	2 規則第10条第2号
所在地、活動拠点、名称及び連絡先等	所在地 活動拠点 (ふりがな) 名称 電話番号 メールアドレス ホームページURL	
代表者	住所 氏名 <span style="float: right;">電話番号</span>	
連絡責任者	氏名 <span style="float: right;">電話番号</span>	
設立年月日 (認証日)		構成員の数
活動分野		
活動内容		
情報の公開		
添付書類		
備考		



第6号様式(第11条、第13条、第15条、第16条関係)

(表)

新宿区立新宿NPO協働推進センター団体登録証	
登録日	
団体の名称	代表者氏名
登録番号	有効期間
	指定管理者

(裏)

注意事項	
施設の利用に当たっては、下記の注意事項をお守りください。	
1 施設の利用申請時及び利用時には、本証を持参してください。	
2 登録内容に変更があった場合は、指定管理者へ速やかに届け出てください。	
連絡先	新宿区立新宿NPO協働推進センター
所在地	電話番号

第7号様式(第13条関係)

新宿区立新宿NPO協働推進センター団体登録取消・変更届

年 月 日

指定管理者 宛て

所在地

団体の名称

代表者氏名

印

新宿区立新宿NPO協働推進センターの団体登録の取消・変更について、新宿区立新宿NPO協働推進センター条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 区分

(1) 取消 (2) 変更

2 変更の内容等

変更の内容	
変更の理由	
変更の時期	

備考 変更後の内容を明示した書類を添付してください。

第8号様式(第14条関係)

新宿区立新宿NPO協働推進センター団体登録承認取消通知書

年 月 日

様

指定管理者

新宿区立新宿NPO協働推進センターの団体登録について、新宿区立新宿NPO協働推進センター条例第21条第3項の規定に基づき、次のとおり承認を取り消しましたので通知します。

登録番号	
団体の名称	
代表者氏名	
取消理由	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

新宿区立新宿NPO協働推進センター利用申請書兼利用料金減額・免除申請書

年 月 日

指定管理者 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電 話  
登録番号

連絡責任者 住 所  
氏 名  
電 話

- 1 下記のとおり、新宿区立新宿NPO協働推進センターの利用を申請します。
- 2 上記の申請に対し利用承認が行われたことを条件として、下記のとおり、新宿区立新宿NPO協働推進センターの利用に係る利用料金の 減額 免除 を申請します。
- 3 下記のとおり、新宿区立新宿NPO協働推進センターの利用に係る利用料金の 減額 免除 を申請します。

利用日	利用時間	利用目的	利用施設	利用料金(円)	
減免申請の理由				小計	
				減免額	

注1) 利用の申請のみを行うときは、上記1に○を付けてください。  
 注2) 利用の申請と併せて利用料金の減額又は免除の申請を行うときは、上記1及び2に○を付けてください。  
 注3) 利用承認が行われた後に、利用料金の減額又は免除の申請を行うときは、上記3に○を付けてください。



第11号様式(第17条関係)

新宿区立新宿NPO協働推進センター利用不承認書

年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付けで申請のあった新宿区立新宿NPO協働推進センターの利用について、新宿区立新宿NPO協働推進センター条例第23条の規定に基づき、次のとおり利用を不承認とします。

不承認の内容

不承認の理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

新宿区立新宿NPO協働推進センター利用取消・変更申出書

年 月 日

指定管理者 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電 話  
登録番号  
連絡責任者 住 所  
氏 名  
電 話

年 月 日付けで承認を受けた新宿区立新宿NPO協働推進センターの利用について、取消 ・変更を申し出ます。

変更の内容

利用日	利用時間	利用目的	利用施設	利用料金(円)

--	--	--	--	--

新宿区立新宿NPO協働推進センター利用取消・変更承認書

承認日： 年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付けで申出のあった新宿区立新宿NPO協働推進センターの利用の取消・変更について、承認します。

変更の内容

利用日	利用時間	利用目的	利用施設	利用料金(円)

利用時間について

承認された利用時間には、「準備」から「後片付け」までの時間を含みますので、時間内に全て終わるよう計画を立ててください。



新宿区立新宿NPO協働推進センター利用料金返還申請書

年 月 日

指定管理者 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電 話  
登録番号  
連絡責任者 住 所  
氏 名  
電 話

年 月 日に納めた新宿区立新宿NPO協働推進センターの利用に係る利用料金の返還を申請します。

利用日	利用時間	利用目的	利用施設	利用料金(円)	
返還の理由				小計	
				減免額	
				納入済額	
				追加納入額	
				返還額	